

第1号議案

広島圏都市計画臨港地区の 変更について (広島港臨港地区)

広島県決定

○臨港地区について

《臨港地区とは》

港湾としての機能を維持・保全し、適切に管理運営するために定める地区であり、港湾を管理運営する上で、必要な施設が立地する地域を指定するもの。

《臨港地区の変更》

都市計画区域内では、港湾管理者の申し出た案に基づき、都市計画決定権者が臨港地区を定める。

	決定権者
国際拠点港湾	広島県 (※政令市に定めるものを除く)
重要港湾	
地方港湾	市町

今回変更する広島港は、国際拠点港湾のため、広島県が定めるものとなる。

○臨港地区指定の効果について

臨港地区に指定されることで、

①

岸壁や道路、物揚場などの施設が、
港湾施設に位置付けられる。

②

一定規模以上の工場等を建築する場合は、
港湾管理者への届出が義務付けられる。

③

港湾管理者は臨港地区内に
港湾法に基づく分区を定めることができる。

《分区とは》

港湾管理者が臨港地区内を機能・目的別に区分して指定することができるもの。条例により、港湾の管理運営上支障のある用途について、新たな建築が制限されることとなる。

《県内で指定されている分区》

商港区	旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	石炭・鉱石その他大量のばら積みを通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
漁港区	水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
保安港区	爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	スポーツ又はレクリエーションの用に居供することを目的とする区域
修景厚生港区	景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

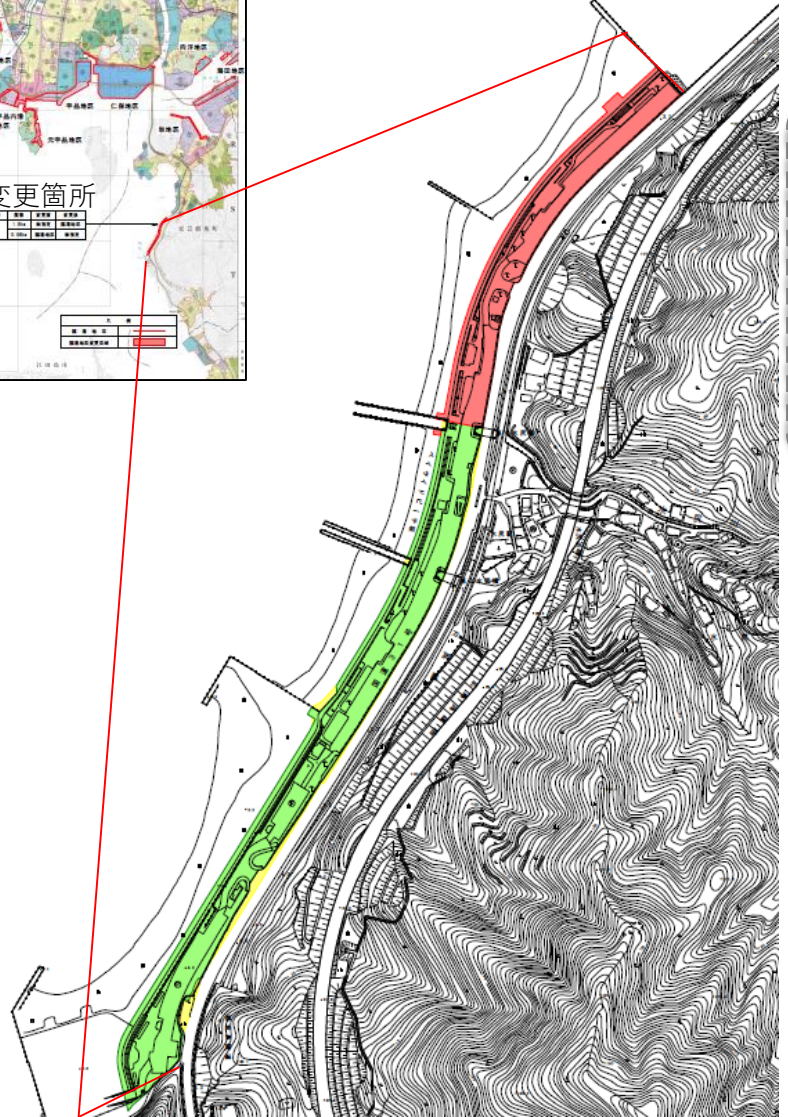
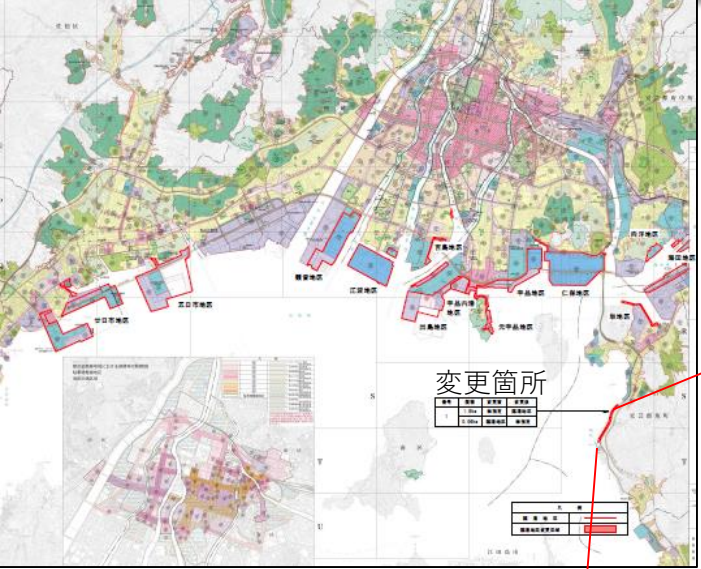
○ 広島港臨港地区の状況

全体 約776.3ha⇒約777.6ha
県決定 約159.7ha⇒約161.0ha

凡例	
現行区域	
追加区域	



○今回の臨港地区の変更



今回の変更

坂地区において、レクリエーションゾーンとして充実を図ること及び区域の精査に伴い、臨港地区を変更するもの。

凡例	
現行区域	
追加区域	
解除区域	

○広島港臨港地区の変更の経緯概要

- 昭和26年 重要港湾の指定
- 昭和40年 広島港臨港地区を指定
- 平成16年 広島港臨港地区を追加指定（坂地区）
- 平成23年 国際拠点港湾の指定

略

令和5年 臨港地区の追加指定（出島地区）

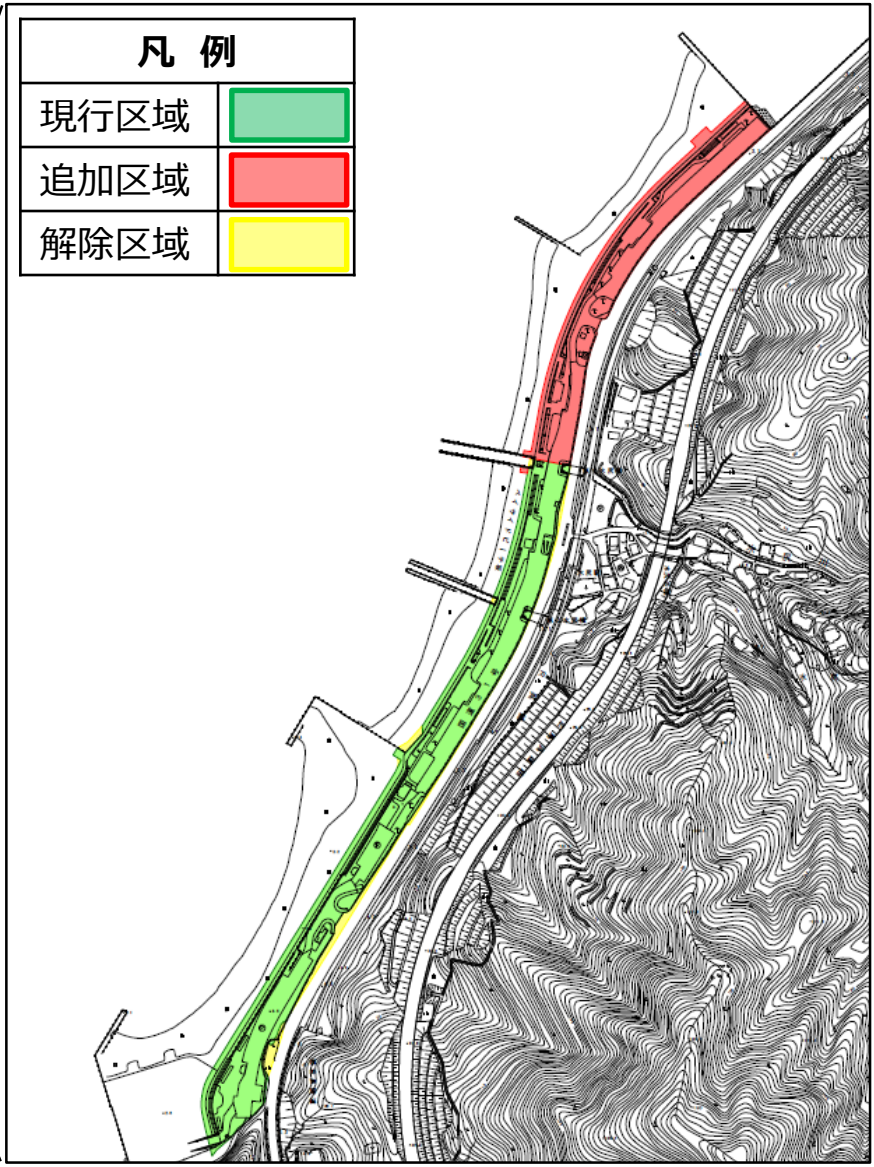
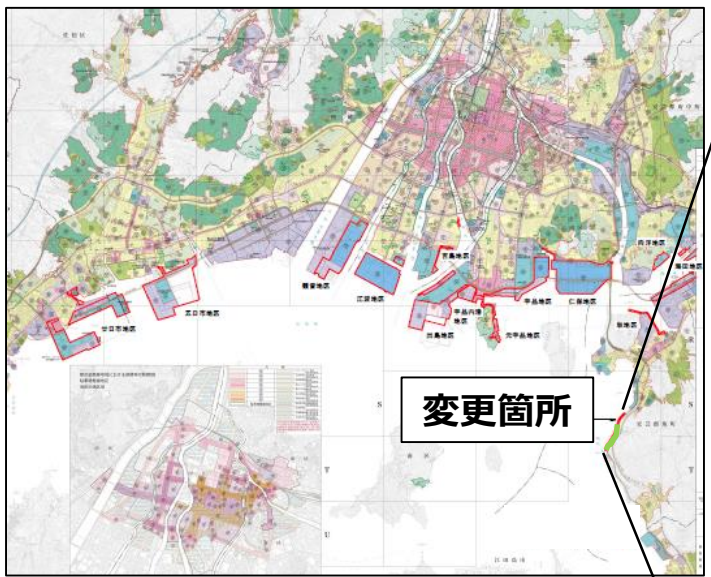
令和6年 臨港地区の追加指定（坂地区）（予定）

変更前の面積	変更後の面積	増減
約 776ha (約776.3 ha)	約 778 ha (約 777.6 ha)	約 1.3 ha (増)

○変更箇所概要

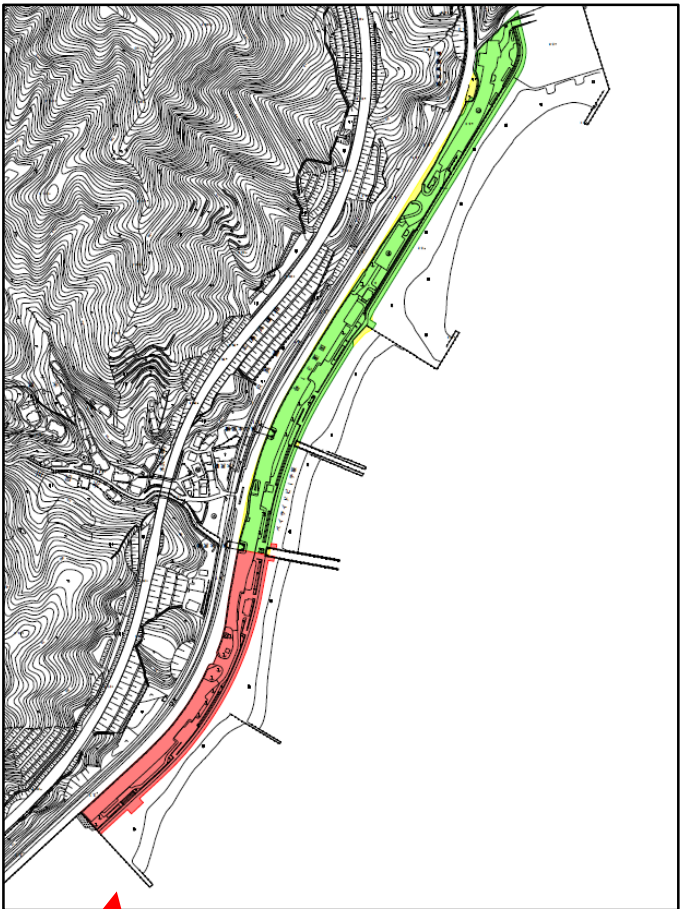
坂地区

《位置図》



○変更箇所 の 整備状況

坂地区



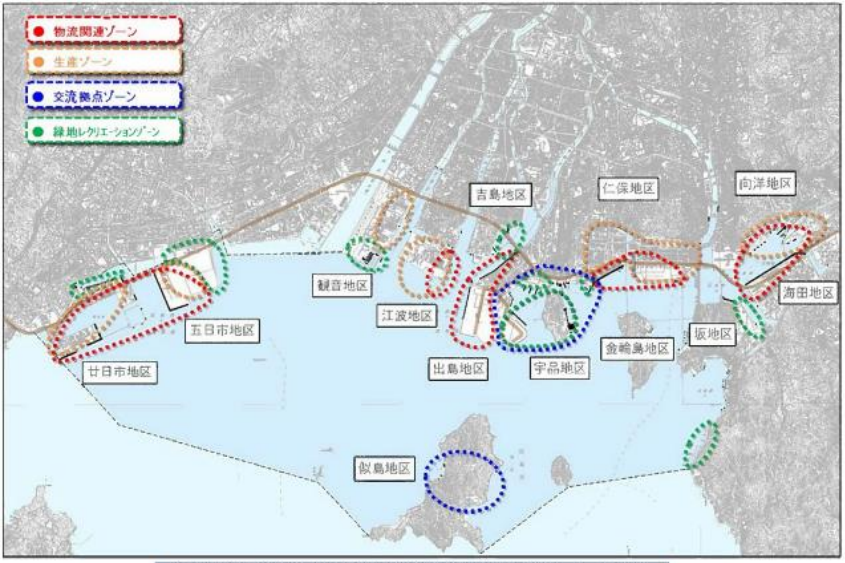
写真撮影方向



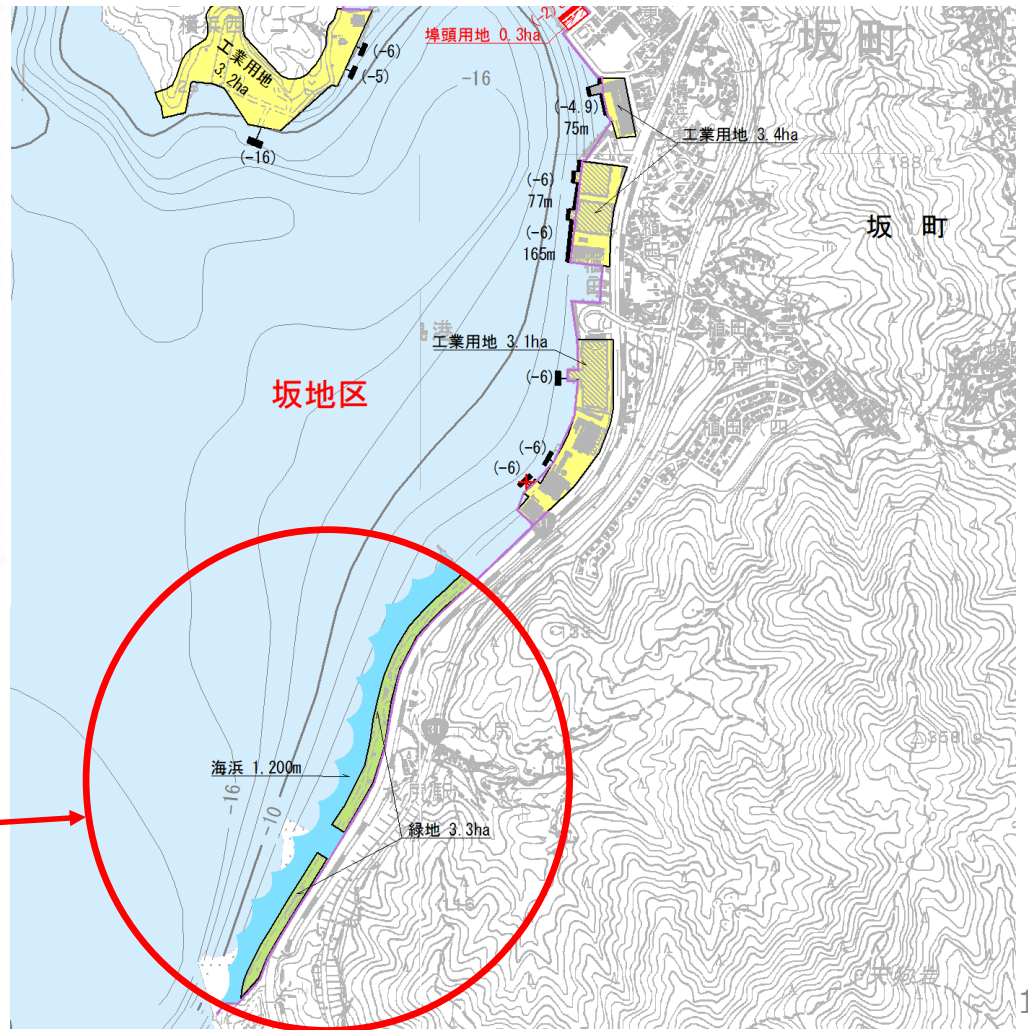
○広島港港湾計画での位置付け

平成31年3月 広島港港湾計画の改訂

坂地区は、緑地・レクリエーションゾーンとして、位置付けられている。



広島港の将来像実現に向けた空間利用計画（ゾーニング）



対象地区 →



○分区予定図

坂地区



追加区域

港湾計画上、緑地及び海浜が位置付けられており、港湾におけるレクリエーションの充実を図るための区域と考えられることから、景観を整備するとともに港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする修景厚生港区が指定される予定

凡 例	
追加区域	
修景厚生港区	

○案の縦覧について

縦覧期間：令和6年9月9日から令和6年9月24日まで

縦覧場所：広島県土木建築局都市計画課
坂町建設部都市計画課

意見書：なし

以上が、第 1 号議案の説明となります。

ご清聴
ありがとうございました
